生第109588号	混合りん酸肥料	粒状シリカゲル入りけい酸りん肥A号	株式会社寺畑商店	富山県氷見市宮田280番地92
輸第109597号	化成肥料	NK40―０―４	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109598号	化成肥料	NK39―０―４	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109572号	化成肥料	くみあい苦土入り化成1810号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第109576号	塩化加里	粒状塩化加里59	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
輸第109567号	硝酸石灰	粒状　硝酸石灰	株式会社ホーグス	東京都渋谷区桜丘町22番14号
輸第109573号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	東和株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬２―６―１ワールドビジネスガーデンマリブウエスト２階
輸第109575号	硫酸加里	硫酸カリT	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109585号	副産動植物質肥料	AccuTide	昭和興産株式会社	東京都港区赤坂六丁目13番18号
輸第109589号	化成肥料	燐安27号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第109592号	硫酸苦土肥料	23.0天然硫酸苦土肥料	東和株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬２―６―１ワールドビジネスガーデンマリブウエスト２階
輸第109595号	液状肥料	SR１号	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番６号
輸第109599号	配合肥料	DPC20―40―０	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109600号	配合肥料	PCD42―４―０	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109601号	化成肥料	燐安25号	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第109602号	化成肥料	UF尿素有機入り化成肥料777―２	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千二百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）ごとに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,398.5トン	4,398.5トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8